

健全な制度運営のために

後期高齢者

医療保険料が

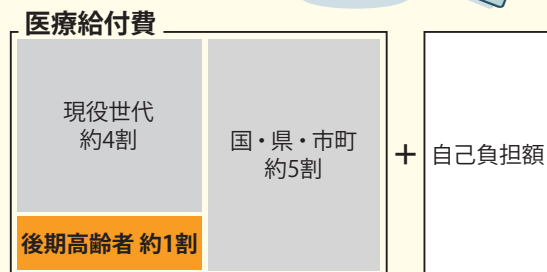
変わります



01 医療費負担の仕組み

医療費から自己負担額を除いた費用（医療給付費）は、国・県・市町が約5割、現役世代が約4割を負担し、残りの1割を皆さまの保険料で賄っています。

医療費の総額



75歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度では、保険料を2年ごとに見直しています。この度、令和8・9年度の保険料が決まりましたのでお知らせします。

なお、令和8年度からは、子どもや子育て世帯を社会全体で支えるための「子ども・子育て支援金制度」が始まり、保険料には医療分に加えて、子ども・子育て支援金分が含まれます。

03 保険料が変わります

令和7年度の保険料	
均等割額	51,930円
所得割率	10.16%
限度額	800,000円

子ども・子育て支援金制度って？

少子化対策の財源を安定的に確保するため、医療保険料に上乗せして集める新しい仕組みです。令和8年度から段階的に始まります。

令和8・9年度の保険料

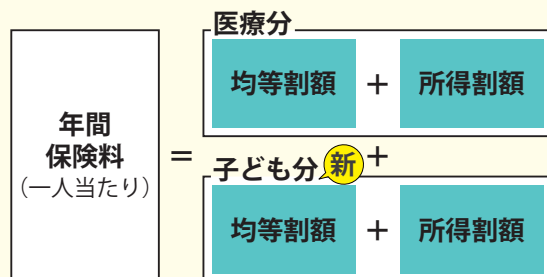
医療分		子ども分 ^新	
均等割額	55,630円	1,320円	
所得割率	9.79%	0.25%	
限度額	850,000円	21,000円	



※子ども分の保険料は、毎年度改定します

02 保険料の仕組み

一人当たりの保険料は、被保険者が等しく負担する「均等割額」と前年所得に応じて負担する「所得割額」の合計です。令和8年度からは、子ども分が加算されます。



※所得割額=(前年総所得金額等 - 43万円) × 所得割率

04 均等割額の軽減割合や基準が変わります

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減割合 ^新	
	医療分	子ども分
「43万円+10万円×(給与・年金所得者の数※ - 1)」以下	7.2割 (R7は7割)	7割
「43万円+31万円(R7は30.5万円)×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※ - 1)」以下	5割	5割
「43万円+57万円(R7は56.0万円)×世帯の被保険者数+10万円×(給与・年金所得者の数※ - 1)」以下	2割	2割

※「給与・年金所得者の数」とは、次のいずれかの条件を満たす方の人数です

- ① 給与収入（専従者給与収入を除く）が55万円を超える
- ② 65歳未満で公的年金等収入額が60万円を超える
- ③ 65歳以上で公的年金等収入額が125万円を超える

問い合わせ先
 県後期高齢者医療広域連合
 089・911・7734
 国保医療課後期高齢者医療係
 28・6017

令和7年度

	均等割額	+	所得割額	=	総額※	年間保険料
医療分	25,965円 (5割軽減)		27,432円		53,390円	53,390円

令和8年度

	均等割額	+	所得割額	=	総額※	年間保険料
医療分	27,815円 (5割軽減)		26,433円		54,240円	55,570円
子ども分	660円 (5割軽減)		675円		1,330円	

※10円未満切り捨て

単身世帯
 収入180万円
 ※年金収入のみ



年間保険料(モデルケース)